

機能強化計画の要約

1. 基本方針

当金庫は、信用金庫を取り巻く環境の変化を踏まえ、将来を展望し地域金融機関としての責務を今後とも果たし続けていくために合併の道を選択した。
合併の効果を発揮させる経営計画と、「リレーションシップバンキングの機能強化計画」は、基本的な考え方において同一方向にあり、合併における経営計画を確実に実行することが、収益力の向上を図ると共に地域社会の再生と活性化に貢献するものと考えている。

2. アクションプログラムに基づく個別項目の計画

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
・中小企業金融の再生に向けた取組み					
1. 創業・新事業支援機能等の強化					
(1) 業種別担当者の配置等融資審査態勢の強化	創業、新事業支援への取組強化及び事業性資金に係る審査能力の向上、審査態勢の強化が必要である。	1. 創業・新事業支援、経営支援等に対応する組織を創設し、態勢の整備をする。 2. 審査担当者による業種別の情報・データ収集と部内検討会を開催する。 3. 育成支援企業認定制度を見直しする。 4. 創業・新事業支援に対応できる商品を開発する。 5. 地方自治体に対して創業支援に係る融資制度の提携の働きかけを実施する。 6. 制度融資等促進のため営業店に対する研修会等を実施する。	1. 審査部内に新組織を創設する。 2. 業種別の情報・データを収集、分析する。 3. 育成支援企業認定制度およびふれあい事業者ローンを見直しする。 4. 地方自治体に創業支援に係る融資制度の提携の働きかけを実施する。 5. 制度融資等促進のため研修会を実施する。	取組を継続し一層強化する。	業種別の情報・データベースの構築・分析及び審査能力・スキル向上研修に積極的に参加する。
(2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	OJT、集合研修、通信講座および外部派遣研修等を通じて、業務遂行能力の向上を図っている。	全信協主催の「目利き力養成講座(営業店編)」、「同(本部編)」に職員を派遣する。	全信協主催の「目利き力養成講座」に職員を派遣する。	外部派遣研修等に積極的参加する。	(3. その他関連する取組み) 参照

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
(3)産学官とのネットワークの構築・活用や日本政策投資銀行との連携、「産業クラスターサポート会議」への参画	産学官とのネットワークの構築、活用については、現時点での参画は難しい。産業クラスターサポート会議については、信用金庫業界では、地区協会単位で参加している。	1. 地方自治体、商工会議所、中小企業支援センター等への継続訪問により情報の収集、連携を図る。 2. 産業クラスター計画参加企業からの融資申し出については前向きに検討する。	1. 地方自治体や商工会議所、中小企業支援センターへの継続的訪問により情報の収集、連携を図る。 2. 創業支援制度を持つ地方自治体に、当金庫の取扱いを働きかける。	日本政策投資銀行から講師を招き、研修会を実施する。	1. 商工会議所等、当金庫と関連のある機関が参加している「東海ものづくり創生プロジェクト」に対して継続的な接触を図る。 2. 「東海地区産業クラスターサポート金融会議」へ必要に応じて資金供出を含め、参画を検討する。
(4)ベンチャー企業向け業務に係る、日本政策投資銀行、中小企業金融公庫、商工組合中央金庫等との情報共有、協調投融资等連携強化	1. 当金庫は、ベンチャー企業への支援として、与信供与を目的とした認定基準を制定している。 2. ベンチャー企業に対する融資の取組判断は難しく、政府系金融機関との協調融資を中心としている。	1. 代理貸付の受託金融機関との情報交換と地域情報の共有化に努める。 2. 日本政策投資銀行との情報交換を密にし、連携を強化する。 3. 創業・新事業支援に係る商品情報の提供と協調融資の獲得に努める。	1. 中小企業金融公庫が開催する情報交換会へ参加する。 2. 代理貸付の受託金融機関等との情報交換を図る。 3. 日本政策投資銀行との連携を強化する。	取組を継続し一層強化する。	取引先の規模等により国民生活金融公庫、中小企業金融公庫との連携を強化する。
(5)中小企業支援センターの活用	中小企業支援センターの活用までには至っていない。	中小企業支援センターの経営相談、創業支援等の機能を活用した支援を行う。	創業支援相談窓口を新設する。	中小企業支援センターの相談業務紹介窓口となり、同センターを有効に活用する。	1. 中小企業支援センターの研修、セミナーへ積極的に参加して地域の中小企業の創業、経営支援に役立てていく。 2. 各機関が取り扱う創業、経営支援に係る制度融資の紹介を行う。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
2.取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化					
(1)経営情報やビジネス・マッチング情報を提供する仕組みの整備	1.冊子、景況レポートを発行し、定期的に情報提供を行っている。 2.取引先および地域情報は庫内LANにより役職員で共有化しているが、更なる情報の充実と仕組みの整備が必要である。	1.企業の期待する情報を調査する。 2.今後とも「景況レポート」を定期的に発行する。 3.ホームページを活用して情報を提供する。 4.業界団体のビジネス・マッチング情報の提供・還元 of 仕組みを整備する。	1.情報提供媒体のアピールと仕組みを整備する。 2.情報の蓄積に努める。 3.景況レポートの地域経営情報を充実する。 4.業界団体のビジネス・マッチング情報態勢への対応を検討する。 5.期待情報の把握と情報交換システムの再構築を図る。	取組を継続し一層強化する。	コンサルティング業務、M & A業務、事務受託業務、ビジネスマッチング業務等の広告業務の取扱いについて今後検討する。
(3)要注意先債権等の健全債権化及び不良債権の新規発生防止のための体制整備強化並びに実績公表	本部主導により営業店と連携し、取組方針の決定や健全化への対応をしている。	1.審査部内に新組織を創設する。 2.営業店に経営改善の支援担当者を配置する。 3.該当企業の理解と意識改革を図るため、営業店と本部が連携して支援効果を上げられる態勢の構築を図る。 4.経営改善担当者の支援スキル向上、人材育成を目的とした研修に参加する。 5.ディスクロ誌、ホームページに取組実績を公表する。	1.審査部に新組織を創設する。 2.営業店に経営支援担当者を配置する。	取組実績を公表する。	
(4)中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	F P、宅建主任取得講座等の研修を実施し、自己啓発を中心に資格取得を奨励している。また営業店の融資係を対象に審査トレーナーを継続的に実施し、企業格付けや財務諸表の分析等の知識を学習させている。	全信協主催の「目利き力養成講座(営業店編)」、「同(本部編)」に職員を派遣する。	全信協主催の「目利き力養成講座」に職員を派遣する。	外部派遣研修等に積極的参加する。	(3.その他関連する取組み) 参照

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
3. 早期事業再生に向けた積極的取組み					
(1) 中小企業の過剰債務構造の解消・再生の取組み。「早期事業再生ガイドライン」の趣旨を踏まえた事業再生への早期着手	地縁・人縁の結び付きの強い地域金融機関では、法的な強制力を伴う再生手段の実行には慎重な対応をしている。	1. 審査部内に新組織を創設する。 2. 営業店に経営改善の支援を担当する者を配置する。 3. 本部および営業店の経営改善担当者による、支援方策等を検討する。 4. 中小企業支援スキルの向上、企業再生支援を目的とした研修プログラムに積極的に参加する。	1. 審査部内に新組織を創設する。 2. 営業店に経営改善の支援を担当する者を配置する。 3. 支援方策等を検討する。 4. 研修プログラムに積極的に参加する。 5. 業種別の情報・データを収集する。	取組を継続し一層強化する。	
(6) 中小企業再生支援協議会への協力とその機能の活用	評価・分析については今後の検討課題である。	個々の案件について有効活用ができるか検討する。	1. 取引企業の経営状況や他の債権者との関係等の再生支援に係る情報の収集を図る。 2. 中小企業再生支援協議会との連携を強化する。	取組を継続し一層強化する。	
(7) 企業再生支援に関する人材(ターンアラウンド・スペシャリスト)の育成を目的とした研修の実施	不良債権の発生防止に努めているものの、企業再生支援に関する人材育成を目的とした研修は実施していない。	全信協主催の「企業再生支援講座」に職員を派遣する。	「企業再生支援講座」に職員を派遣する。	外部派遣研修等に積極的参加する。	(3. その他関連する取組み) 参照
4. 新しい中小企業金融への取組みの強化					
(1) ローンレビューの徹底、財務制限条項やスコアリングモデルの活用等。第三者保証の利用のあり方	1. 大口融資先重点管理制度、信用格付、自己査定後の個別債務者に対するモニタリング等のローンレビューを実施する。 2. 財務制限条項は実施していない。 3. スコアリングモデルは、信用力を点数化した商品がある。 4. 第三者包括根保証は好ましくないと認識している。	1. ローンレビューは確実に実行、更なる充実を図る。 2. 財務制限条項の運用は今後の検討課題とする。 3. スコアリングモデルの活用は信用リスクデータベースの整備を前提として検討する。 4. 第三者包括根保証は現状どおりとする。	1. ローンレビューは継続的見直しを図る。 2. 担保・第三者保証に対して継続的指導を実施する。 3. 「育成・支援企業認定基準」制度および「ふれあい事業者ローン」の改正を図る。	信用リスクデータベースを検討する。	
(3) 証券化等の取組み	資金調達手段の多様化は必要と認識している。	取組みにあたっては慎重に対応するが、顧客からの申出には積極的に応需していく。	私募債の発行基準に合致する企業に対し営業活動を展開する。	取組を継続し一層強化する。	
(5) 信用リスクデータベースの整備・充実及びその活用	信用情報データ、デフォルトデータの集積は行っているが、量的不足のためデータベースの構築には至っていない。	外部データベースの活用を検討、導入後、整備・充実に努める。	企業格付と自己査定との整合性を検証する。	1. 整合性の検証を基本とした貸出金利の設定を検討する。 2. 外部データベースの活用を検討する。	信用リスクデータベースによる貸出金利の適正化を図る。個人事業主に対する格付制度の制定を目指す。

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
5. 顧客への説明態勢の整備、相談・苦情処理機能の強化					
(1) 銀行法等に義務付けられた、貸付契約、保証契約の内容等重要事項に関する債務者への説明態勢の整備	融資商品に応じたチェックリスト等により商品概要・条件等の重要事項を説明、説明義務については研修会等で実施の徹底を図っている。	1. 説明義務に関する庫内規則等を作成する。 2. 取引約定書等の写しを交付、保証人に対する保証意思確認は本人署名の書面を徴求する等の体制とする。	1. コンプライアンス等勉強会を実施する。 2. コンプライアンスマニュアルに説明責任義務の追加を行う。	1. 庫内規則等を作成する。 2. 取引約定書の双方署名方式への変更を検討する。 3. 意思確認方法の変更を検討する。 4. 的確な情報提供を行う体制づくりを行う。	
(2) 「地域金融円滑化会議」の設置・開催	第一回地域金融円滑化会議に出席した。	1. 苦情発生時の対応を適切にするとともに防止策を検討、再発防止の徹底を図る。 2. 地域金融円滑化会議で意見交換を図る。	1. 地域金融円滑化会議に出席し積極的に意見交換を実施する。 2. 参考事例を営業店に周知する。 3. 苦情発生時の体制を強化する。	取組を継続し一層強化する。	
(3) 相談・苦情処理体制の強化	1. 苦情処理規程を定め、発生事案には迅速、的確に対応し再発防止を図っている。 2. 苦情の本部処理窓口は業務部に設置している。	1. 苦情発生報告の徹底を図り、的確に対処し再発防止策を講じる。 2. 研修・勉強会の開催による苦情処理態勢の強化を図る。	1. 計画的に研修を実施する。 2. 苦情事例集を作成し、営業店の勉強会教材として活用する。	1. 営業店における苦情事例発表会の実施を検討する。 2. 計画的な研修・苦情事例の還元を行う。	
6. 進捗状況の公表		半期毎にホームページ等で公表する。	平成15年上期分を11月頃に公表する予定である。	平成15年下期分は16年8月頃に、平成16年上期分は16年11月頃に公表する予定である。	
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み					
1. 資産査定、信用リスク管理の強化					
(1) 適切な自己査定及び償却・引当の実施	1. 自己査定は、「資産査定事務取扱要領」と「資産査定マニュアル」に基づき実施している。 2. 償却引当は、「償却・引当に関する基準」と「償却・引当マニュアル」に基づき実施している。	1. 査定担当者の教育を行う。 2. 審査部による企業格付制度の実施指導を行う。 3. 審査部と監査部による企業格付の内容指導を行う。 4. 勉強会による監査部員の検証能力の向上を図る。	1. 必要に応じ、資産査定マニュアル等の一部改正を行う。 2. 査定担当者の教育・訓練を実施する。 3. 担当部による償却・引当に関する勉強会を実施する。	取組を継続し一層強化する。	
(1) 担保評価方法の合理性、処分実績からみた評価精度に係る厳正な検証	1. 評価見直しは年1回実施している。 2. 担保不動産の処分価格は毎月調査し、妥当性の検証を実施している。 3. 不動産担保評価管理システムは導入済みである。	1. 合併に伴い全担保物件を現行の不動産担保評価管理システムへ乗せ替えることにより、担保評価の統一を図る。 2. 処分実績価格の調査により、担保価格の適正化に努める。	全担保物件の現行不動産担保評価管理システムへの乗せ替え作業が完了予定である。	取組を継続する。	
(1) 金融再生法開示債権の保全状況の開示	平成14年度開示より対応済である。	引き続き対応する。	取組を継続する。	取組を継続する。	

項 目	現 状	具体的な取組み	スケジュール		備 考（計画の詳細）
			15年度	16年度	
2. 収益管理態勢の整備と収益力の向上					
(2) 信用リスクデータの蓄積、債務者区分と整合的な内部格付制度の構築、金利設定のための内部基準の整備等	1. 融資については、店質にあった推進態勢、渉外体制の見直しによる融資推進策等により増加に努めている。 2. リスクに見合った金利適用を指導している。	1. 外部情報サービス会社のデータベース活用を検討する。 2. 信用リスクに見合った適正金利の設定を検討する。	1. 企業格付と自己査定との整合性を検証する。 2. 格付遷移とデフォルト率のモニタリングを行う。	企業格付と自己査定の整合性を基本とした貸出金利を検討する。	
3. ガバナンスの強化					
(2) 半期開示の実施	平成14年度から実施している。	広報活動の媒体や表現の改善を検討する。	1. 開示項目、説明方法を検討する。 2. 媒体を再検討する。	継続し強化する。	
(2) 外部監査の実施対象の拡大等	対応済である。	外部監査の実施対象項目の拡大等について検討する。	引き続き取組む。	引き続き取組む。	
(2) 総代の選考基準や選考手続きの透明化、会員・組合員の意見を反映させる仕組み等の整備	1. 信用金庫法と定款で定める選考手続きの透明性は確保されており、総代会としての基本的なガバナンス機能は有効に働いている。 2. 地域貢献活動等を通じて随時、会員との意見交換を実施している。	1. 総代選考基準や選考方法は、全信協の方針を踏まえて検討する。 2. 全信協の方針を踏まえ、総代会の仕組み、総代の役割等をディスクロージャー誌へ掲載するかを検討する。 3. 地域貢献活動等を通じての会員との情報交換を引き続き実施する。	1. 全信協がとりまとめる方針をもとに、総代会の機能向上と規定の整備を行う。 2. ディスクロージャー誌への掲載方法を検討する。	ディスクロージャー誌に関するアンケートを実施する。	
(2) 中央機関が充実を図る個別金融機関に対する経営モニタリング機能等の活用方針		1. オフサイトモニタリングフィードバック資料や信金中央金庫の分析した決算データを活用する。 2. 必要に応じて、信金中央金庫が行っている決算分析等の経営相談機能の活用を検討する。 3. 信金中央金庫との連携を一層深めアドバイスや情報提供等の支援を受ける。	下期中に信金中央金庫のALM支援を検討する。		
4. 地域貢献に関する情報開示等					
(1) 地域貢献に関する情報開示	地域貢献活動は、積極的に実施している。	地域貢献活動、媒体・表現方法等広報活動については調査を実施し、内容の充実、開示媒体を検討し、より理解してもらえるよう努める。	1. 各種媒体により活動を公表する。 2. 活動内容の一層の充実、見直しを図る。 3. 媒体、開示項目、説明方法を再検討する。	取組を継続し一層強化する。	
5. 法令等遵守（コンプライアンス）					
行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止					(3. その他関連する取組み) 参照

3. その他関連する取組み

項 目	具 体 的 な 取 組 み
. 中小企業金融の再生に向けた取組み 1. 創業・新事業支援機能の強化 (2) 企業の将来性や技術力を的確に評価できる人材の育成を目的とした研修の実施	1. 全信協主催「目利き力養成講座(営業店編)」、「同(本部編)」の受講者を庫内講師として研修を実施する。 2. 上記研修は継続的に反復実施し、職員全体のレベルアップを図る。
. 中小企業金融の再生に向けた取組み 2. 取引先企業に対する経営相談・支援機能の強化 (4) 中小企業支援スキルの向上を目的とした研修の実施	1. 全信協主催「目利き力養成講座」の受講者を庫内講師として研修を継続的に反復実施し、職員全体のレベルアップを図る。 2. 「事業取引推進講座」を開講する。
. 中小企業金融の再生に向けた取組み 3. 早期事業再生に向けた積極的取組み (7) 企業再生支援に関する人材の育成を目的とした研修の実施	1. 全信協主催「企業再生支援講座」の受講者を庫内講師として研修を実施する。 2. 上記研修は継続的に反復実施し、職員全体のレベルアップを図る。
各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取組み 5. 法令等遵守(コンプライアンス) 行員による横領事件等、金融機関と顧客等とのリレーションシップに基づく信頼関係を阻害するおそれがある問題の発生防止	コンプライアンスに関する規定に定める事項を着実に実施する。